

『鳥取県震災小誌』と公文書

— 総力戦下の災害はどのようにアーカイブされるか —

田 中 やよい

はじめに

本稿は、一九四三年鳥取地震（以下、「鳥取地震」）の一年後に刊行された『鳥取県震災小誌』（以下、『震災小誌』）について、その成立の要因と編集の典拠とされた資料について、鳥取県庁文書と新聞を利用して、論じるものである。

『震災小誌』のように「被災状況、救助活動、地形の変動、復興計画など災害の発生から復興までの一連の情勢・動向をまとめた編纂物」¹は「災害誌」と呼ばれ、近年研究が進められている。近代日本の「災害誌」の特徴を論じた宮間純一は、「市民がアクセスしやすく、世代を超えた記憶の継承・共有に効果を發揮しやすい」とした上で、現代において「厳密な資料批判なしに」利用、生産され続けて

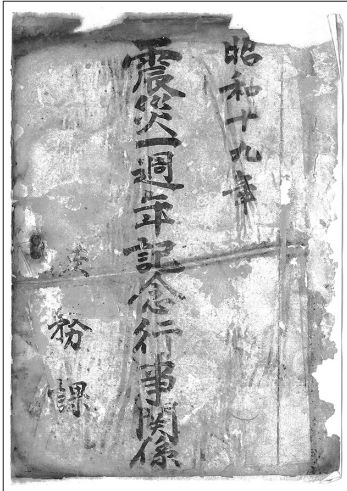
いることを指摘している。これは、鳥取地震における『震災小誌』の扱われ方についても当てはまる指摘ではないだろうか。

本稿では、『震災小誌』編纂のそもそもの事業主体であった震災一周年記念行事の概要、さらに『震災小誌』の内容構成の分析・検討を通して、その資料的性格について明らかにしていきたい。

一 震災一周年記念行事

「鳥取地震」発生から一年に当たる一九四四年九月一日、鳥取県は、震災一周年記念行事を行った。同日付けで刊行されたのが『震災小誌』である。

写真 1



修復を経て6割程度の判読が可能となった公文書綴

従来、震災一周年記念行事については、県と市合同の慰霊祭が開催されたこと以外は、あまり注目されてこなかった。しかし、『震災小誌』の刊行の経緯を知るためには、全体的な検討が必要である。

今回分析の対象としたのは、まず鳥取県庁文書「昭和十九年 震災一周年記念行事関係」（以下、「記念行事」）（写真1）である。所蔵する鳥取県立公文書館が修復したことで、近年公開・閲覧が可能となった公文書である。題名のとおり、鳥取県庶務課が震災一周年に当たって実施した記念行事に関するもので、事業計画とともに関係部署や他機関の文書なども綴られている。以下、「記念行事」を軸にしなが

ら、「一周年記念行事」を概観する。

月二三日付で、官房長から各部課長宛ての「震災記念事業二関スル件」と題する文書を出している。

〔史料1〕

震災事業二関スル件

来ル九月十日震災一周年記念日ニ当リ之ガ記念事業等ノ計画有之候ハバ左記ニ依リ来ル本月末日迄ニ庶務課ニ御回報相成度候

記

- 一、事業名
- 二、計画ノ概要（可成具体的ニ記才^マノコト）
- 三、所要経費（内訳添附）
- 四、其ノ他参考トナルベキ事項

震災一周年記念日の事業計画があれば、六月中に回答するよう指示が出されている。こうした照会などを経て、記念事業の計画は立てられていった。決定したのは、次の一五項目である。

- ① 知事ラジオ放送
- ② 県庁員神社参拝
- ③ 県庁員二対スル知事訓話
- ④ 震災功労者表彰
- ⑤ 合同追悼会
- ⑥ 震災復興講演会
- ⑦ 記念時刻県民黙禱
- ⑧ 県民二対ス

- ル告諭発布 ⑨学校ニ於ケル記念行事 ⑩当日ヲ中心
トスル生産増強施設 ⑪関係方面ニ対シ挨拶状發送
⑫震災小誌頒布 ⑬震災復興状況頒布 ⑭震災対策費
及財源調頒布 ⑮震災記念事業計画発表

「記念行事」には、これらの事業に関する「震災記念日行事計画一覧」「震災一周年記念日行事執行方法一覧(案)」が綴られている。それらをもとにしたのが表1(巻末)である。さらに、鳥取市が提出した「鳥取市震災記念日行事関係」を表2(巻末)にまとめた。

表1の「関係課」「執行方法」を見ると、鳥取県が直接行う行事(①、②、③、⑧、⑨、⑪、⑫、⑬、⑭)、県および市が同内容の各自で行う行事(④)、市に実行させる行事(⑥)、県が計画し具体的な準備等を市や大政翼賛会鳥取県支部に行わせる行事(⑤、⑦、⑩)に分かれている。また、表1と表2を比較すると、鳥取市では、県から依頼された行事のほか、県の計画に類似した行事(1市民神社参拝、3記念時刻ニ市民黙祷、4市長ノラヂオ放送、7関係方面ニ対スル挨拶状發送)、県にはない8「週間行事」が設定されていることが分かる。

さらに、表1にもとづいて震災一周年記念行事の当日を見ていくと、(1)午前六時五〇分「知事ラジオ放送」(2)

午前七時一〇分、長田神社参拝(3)午前七時三〇分、図書館講堂で知事訓話(4)午前一〇時、図書館講堂で震災功労者表彰(5)午後一時、遷喬国民学校講堂において合同追悼会(6)午後三時、図書館講堂で震災復興講演会(7)地震発生時刻の午後五時三七分に一分間の黙祷、となる。ここで利用される「図書館講堂」は、鳥取県立鳥取図書館の講堂である。地震により使用不可となった鳥取県庁舎の代わりとして、使用されたものである。

この震災一周年記念行事は、当日付けの『日本海新聞』においても、「あの日偲んで耐乏 県市合同の記念日行事」というタイトルで報道されている。記事は「県市当局では記念日行事として次の如く震災一周年をいよいよ意義あらしめることになつた」として、左の項目を挙げている。

〔史料2〕

十日(耐乏の日)けふこそ思ひ出の日です、この日鳥取市民は防空服装で終始し食事し好等克己耐乏によつて當時を偲び特にサイ無し食決戦食等に工夫を凝らしゼヒ実践しませう▲早朝〓各自最寄り神社に参拝しませう▲午後六時五十分〓武島知事の震災一周年記念日を迎へるラジオ放送を聴きませう▲午前十時〓県庁員震災特別勉勵者を図書館講堂で表彰▲午後一時〓合同

追悼会を遷喬校講堂で執行▲午後三時〓辰馬博士を講師に図書館講堂で災復興記念講演会を開催▲午後五時二十分〓吉村鳥取市長のラジオ放送▲午後五時三十七分〓それぞれ在所において一分間黙禱を捧げる

ここでは、鳥取県の行事とともに最寄りの神社への参拝や県知事のラジオ放送聴取の勧めや、表2に見られる「市長ノラヂオ放送」が午後五時二〇分に行われることも記されている。記事中の「耐乏の日」は、鳥取市の定めた「精神復興週間」(九月七日〓三日)を指している。この「精神復興週間」は、鳥取市は教育分会、翼賛会市支部、翼賛壮年団市支部、日本婦人会市支部、青少年団の協力のもとで実施されている。以下、表1の一五項目のうち、①及び④〓⑤について概要を紹介する。

①「知事ラジオ放送」³については、放送時間一〇分、原稿は庶務課の起案となっている。「記念行事」には、「震災一周年ニ当リテ 武鳥鳥取県知事 九月十日午前六時五分於鳥取放送局ラジオ放送」という草稿が綴られている。その冒頭は、次のとおりである。

〔史料3〕

本日鳥取地方大震災一周年ヲ迎ヘマシテ、静カニ当時

ヲ追想スルト共ニ、決戦下凡ユル苦難ヲ克服シツツ復興即戦力増強ノ意気ヲ以テ日夜敢闘シテ居リマスル、当地ノ復興状況ヲ申上ケ、全国ハ勿論遠ク国外ヨリ寄セラレマシタル各方面ノ御同情ニ対シ、衷心感謝ノ意ヲ表シタイト存シマス

続いて、地震発生時の状況、被害総額が約一億六千万円に及んだこと、小倉庫次侍従が派遣されたこと、防衛総司令官・東久邇宮・安藤内務大臣の謝辞、満洲国皇帝・中華民國・タイ政府からの見舞金への謝辞が続く。さらに、被災後の復旧、住宅・小売業・軍需工場の状況、各種事業にかかる予算二千万円のうち大部分が国庫助成であることが記される。最後に、土地改良事業や木材、薪炭、食糧供出の割り当ての達成状況を述べ、「関係方面ノ一層ノ御援助ヲ御願スルト共ニ愈々県民ト相協力シ微力ノ限りヲ尽シ御奉公申上ケタイト考ヘテ居リマス」と結ぶ。他府県や政府への発信という側面が強い放送であることが分かる。

④「震災功労者表彰」については、県と市で独自に実行することとされている。人事課が主管となった県職員表彰については、鳥取県庁文書「震災関係並重要関係書綴」に「震災功労者表彰ノ件」という文書が残されている。こ

の文書は、人事課長から「各課所麻長」「各地方事務所長」宛てに出されたもので、「来ル九月十日ノ一週年記念日ヲ期シ知事名ヲ以テ表彰セラル、コト、相成候ニ付テハ当時貴課(所)ニ在籍セシ職員ニ付左記要領ニ依リ御取調ノ上来ル八月十七日(期限厳守)迄ニ御内申相成度」とある。対象となる職員の範囲は「課所(麻)長ヲ除ク功績アリタリト認メラル職員全部」とされた。文中の「左記要領」が示す「功績事項」は、次のとおりである。

〔史料4〕

- 一、身命ヲ顧ミズ危難ニ赴キタルモノ
- 一、一家ヲ顧ミス長期ニ亘リ執務ニ専念シタル者
- 一、善后処理ニ当リ功績アリタルモノ
- 一、指揮者ニシテ部下ノ統督宜敷ヲ得功績ヲ顕シタルモノ
- 一、上司ニ対シ縦横ノ策ヲ献シ功績アリタル者
- 一、臨機ノ措置ニ依リ事態ヲ收拾シ若ハ業務ノ遂行ヲ特ニ促進セシムルニ至リタルモノ
- 一、指揮命令ニ従ヒ職務ヲ完遂シ功績アリタル者
- 一、震災地ノ援助ニ関シ功績アリタル者
- 一、其ノ他表彰ニ価ヒスル者

九月一〇日付『日本海新聞』は、「県庁員表彰式」というタイトルで「古城内政、高山経済両部長、岡村前警察部長以下二百三十三名の庁員震災事務特別勉勵者の表彰式を挙行する」と伝えている。

⑤「合同慰霊祭」については、「県市合同主催」で「仏式ニ依リ行フ」とされている。具体的な計画は鳥取市が立て、県の兵事厚生課に協議をする形で進められた。また、合同慰霊祭は鳥取放送局が録音を行い、午後五時二〇分の鳥取市長のラジオ放送とともに流されている。⁶

合同慰霊祭の正式名は震災遭難者合同慰霊祭で、「震災遭難者遺族を各一名ずつ参列」させる形式で、所要経費は二千円であった。この合同慰霊祭は遷喬国民学校講堂で行われ、九月一日付「日本海新聞」で「追憶も新たに 震災遭難者追悼会盛大」と写真付きで報じられている。

⑥「震災復興講演会」も合同慰霊祭と同じく、鳥取市が計画を立てる行事とされている。表1からは、講演者の候補として、県知事、貴族院議員、衆議院議員、鳥取市復興顧問の佐野利器、辰馬鎌藏などを候補に考えていることが分かる。表2のとおり鳥取市の立てた計画は次のようである。

〔史料5〕

震災復興講演会 主管 教学課

補助 総務課 庶務課 会計課
税務課

2 方法

県民在所ニ於テ一分間

但シ鳥取市及ビ附近被害地ニ

於テ予メ隣組長等ノ指揮ニ

ヨリ隣保相寄り黙禱ヲナス

等差間ナシ

(イ) 会場 図書館講堂

(ロ) 日時 九月十日 午後三時ヨリ一時間半

乃至二時間

(ハ) 講師 佐野博士 辰馬博士 岸田博士

(ニ) 映画 復興精神及戦意昂揚ノ為適當ナル

ニュース映画及文化映画ノ上映、

但シ三十分以内

3 周知方法

(一) 事前ニ隣組ヲ通シ周知方ヲ図ル

(イ) 市長村長、(市町村支部長)ニ対シ通牒

(ロ) 翼賛因伯ニ記事掲載

(ハ) 新聞紙ニ発表

(ニ) 青少年団員ヲシテ時刻並ニ方法ヲ徹底

セシム

講師は、鳥取市復興顧問の佐野利器、辰馬鎌藏、岸田日出刀の三名⁽⁷⁾で行い、合わせて三〇分以内の映画上映が行われる、という会となった。

⑦「記念時刻県民黙禱」は、「九月十日午後五時三十七分ヲ期シ」て県民が一分間行うというもので、大政翼賛会鳥取県支部、常会などが周知することとなっている。大政翼賛会鳥取県支部は、県庶務課の照会に対し、「震災記念日行事計画案」として回答している。

〔史料6〕

一、記念ノ時刻ニ県民黙禱

1 黙禱ノ時刻 九月十日午後五時三十七分

大政翼賛会鳥取県支部が、隣組、市町村長、新聞発表、青少年団への通牒などを行い、県民への周知に重要な役割を担っていること分かる。市においても「記念時刻ニ市民黙禱」(表2)が実施されているが、この通牒によるものであると考えられる。

⑧「県民ニ対スル告諭発布」については、九月一〇日付鳥取県告諭号外「鳥取地方大震災一周年ニ際シ告諭」が出され、翌一二日付「日本海新聞」に全文が掲載されている。⁽⁸⁾

⑨「学校ニ於ケル記念行事」については、「生徒児童ニ対

スル校長訓話」「遭難教職員生徒児童慰霊祭」「墓参」「校舎

内外ノ整理、清掃」「生徒児童記念作文」「記念誌編纂」が
挙げられている。教学課は、これに「其他適当ナル記念事
業」を加えた七項目を行うことを内政部長に回答している。

「生徒児童記念作文」については、九月一〇日前後の「日本
海新聞」等にも掲載されており、震災一周年記念行事に合
わせて書かれたものと推察される。また、鳥取市教学課は
「献金」の実施を決定している。実際、八月十八日付「日本
海新聞」では、「震災記念行事 復興即戦力の趣旨徹底」と
題する記事で、「震災復興行事」として国民学校の児童から
献金を募る予定であると報じている。「記念誌編纂」につい
ては、芦村登志雄が『鳥取の災害 大地震 大火災』におい
て、「学校沿革誌に残る震災記録」として、国民学校、中学
校、商業学校、工業学校、女学校等で編纂された記録があ
ることを指摘している。

⑩「当日ヲ中心トスル生産増強施設」は、大政翼賛会鳥
取県支部が計画し、下部組織である大日本青少年団、大日
本婦人会、大日本産業報国会、大日本労務報国会、大日本
商業報国会の各鳥取県支部に「生産増強、労力奉仕」を実
施させるものである。大政翼賛会鳥取県支部の「震災記念
日行事計画案」によると、次のような指示が出されている。

〔史料7〕

二、当日ヲ中心トスル生産増強施設

1 青少年団

(1) 農村村部

期間中一時間早起食糧増産殊ニ草
刈堆肥増産、ひゑ拔、供出南瓜ノ
集荷、道路清掃

(2) 都市部

地域勤労報国隊又ハ職域勤労報
隊ニ参加生産増強ニ協力、道路清
掃

2 日婦

(1) 農村村部

期間中一時間早起食糧増産殊ニ
草刈堆肥増産

(2) 市街地

軍需工場其ノ他ノ工場生産増強
及労力奉仕港湾及駅等ノ荷役滞
荷一掃

(3) 産報及ビ労報

始業時間ノ一時間繰上ゲ、終業時
間ノ延長、職場即戦場ノ精神昂揚

(4) 商報

都市本部別ニ企画シ生産増強ニ
協力主トシテ輸送ニ協力、軍需工
場ニ勤労報国隊動員

写真2 武島鳥取県知事の挨拶状（部分）

拜啓 愈々御清移の段奉慶賀候
陳者昨年九月十日当地方空前の大震災に際しては、上皇室の御仁慈を始め奉り救援救護等の應急措置復舊復興の施策並に取次援助等に關し各方面より絶大なる御援助と御同情を辱ふし縣民と共に衷心感謝に堪えざる次第に御座候
爾來復興事業は關係方面の一方からさる御協力に依り概ね順調に進捗し罹災民亦時局を認識して克く困苦缺乏に耐え銳意戦力の増強食糧の増産に邁進致居候間御諒承賜り度候
本日震災一周年の記念日を迎へ回顧して當時を偲ひ全國は勿論遠く國外より寄せられたる御温情に酬ゆべく重大なる當面の時局に即應じ益々復興即戦力増強の熱意に燃え貞に縣民一致して復興の推進に努め度存居候に付何卒此上共宜敷御指導御援助相仰度奉懇願候

この挨拶状は印刷物で、宛ての部分が墨書される。「宮城県知事内田信也」と書いた後で、内田が東条内閣に農省務大臣で入閣したことに気づき、残されたものと推察される。

これらは「震災記念日行事計画案」としているものの、記念日前後に「生産増強、労力奉仕」の期間を設けて労働時間や労働量を増やすというもので、総力戦下らしい「行事」といえる。

⑪ 「関係方面ニ対シ挨拶状發送」は、義捐金や物資、労力等救援先に対するお礼状の件である。その挨拶状（控え）が（写真2）で、鳥取県庁文書「震災義援金」に綴られている。挨拶状の文面には、「本日震災一周年の記念日を迎へ」と記載されている。

⑫ 「震災小誌頒布」は、『震災小誌』の限定頒布の件で、送付先は、「本省其ノ他関係方面」と「右挨拶状發送先ノ内ヨリ選定」となっている。『震災小誌』は非売品で、内務省を中心に限定的に頒布されたものと考えられる。例えば、国立国会図書館に所蔵される『震災小誌』は、検取印から「昭和一九年九月一九日」に帝国図書館に納本されたことが確認できる。震災一周年記念行事の際に送付されたものと考えられる。

『震災小誌』の「はしがき」には、刊行の経緯が述べられている。これによると、「永久に忘れ難い震災への追憶のよすがともする」「将来著手さるべき本格的な震災誌編纂への橋渡したるの役割をも果さんとして纏められた」ものであり、「敢て小誌と名づけた所以もこゝにある」とある。「本格的な震災誌」への橋渡しとしての「小誌」であることが強調されている。また、「何分公務多忙に加へ、時間的にも極めて短時日の間に纏め上げねばならなかつた関係から」、記念行事での頒布に向けて限られた期間でまとめる必要が

あり、そのため「資料の蒐集や、内容の構成等についても幾多不充分的点のあることも予想され」「記載すべき事項についても脱漏のあることも免れないと思ふ」と述べている。

さきに述べたように『震災小誌』は限定頒布の非売品であつたが、「日本海新聞」が九月三日から一日にかけて連載した「震禍を乗り越えて」に「鳥取県特高課長小橋正男氏記の鳥取地方震災小史から抜粋」したものが掲載されている。

さらに、「震災義捐金」によると、『震災小誌』や挨拶状が發送された人々の一部には、日本画（額装）を贈呈する計画があつた。日本画（額装）は、鳥取県出身の日本画家・中島菜刀のもので、贈呈先は、総理大臣、内務省、大蔵省、農商務省、厚生省の大臣、次官、局長、課長、事務官等、中国行政協議会長、同参事官、元鳥取県警察部長等合わせて二四名であつた。

⑬「震災復興状況頒布」は、庶務課が作成した冊子『震災復興状況』を「本省其ノ他関係方面ニ頒布」する事業である。『震災復興状況』は一五頁の小冊子で、表紙に「昭和十九年八月十日現在」と記されている。内容は、「総説」「住宅復旧状況」「各種営業復旧状況」「病院等ノ復旧状況」「軍需工場復興状況」「防空施設復旧状況」「公共建物復旧復興状況」「土木諸施設復旧状況」「耕地復旧状況」「鉱工、水

産、林業ノ復旧状況」「鳥取市街路復興状況」からなる。この小冊子の元原稿となるのが、鳥取県庁文書「震災関係綴」や「記念行事」である。「記念行事」には、七月二九日付の内政部長（及び庶務課長）から各課に対する復興状況を回答する旨の通知文と各課からの回答文書が確認される。

⑭「震災対策費及財源調頒布」は、⑬と同様に庶務課が作成した一七頁からなる小冊子『震災対策費調 附財政上執リタル措置概況』を「本省其ノ他関係方面ニ頒布」する事業である。その原稿は、鳥取県庁文書「震災対策費（国庫補助決定分）」に綴られている。ちなみに、「財政上執リタル措置概況」は、九月一三日から一〇月一三日にかけての財務関係の会議、申請事項の記録である。

⑮「震災記念事業計画発表」は、九月一〇日の当日に「震災記念事業計画」を発表するというものである。表1では「県及市ノ記念事業計画ノ内容ヲ当日発表」とされており、県は庶務課および兵事厚生課、市は計画課がそれぞれ素案を作成し、関係者が協議・決定することとなっている。表2によると、市から提出された事業計画は、「(イ) 震災記念碑建立：適当ナル場所ニ約三千坪ノ防空防火空地ヲ設定シ其中央ニ震災記念碑及震災記念館ノ建立」(ロ) 鳥取市震災誌編纂」の二項目であつた。これに対して、九月一〇日に立案された「震災記念事業計画」は、次の四項目から

なっていた。

〔史料8〕

震災記念事業計画

一、防空空地（広場）ノ設定

震災ノ苦キ経験ト空襲必至ノ情勢ニ鑑ミ鳥取市内
適当ナル都心部ヲ選ビ約数千坪ノ防空空地（広場）
ヲ設定シ非常災害時ニ於ケル市民ノ避難場所等ニ
充当スルコト

二、震災記念碑ノ建立

震災ヲ永久ニ追憶スル為前記防空空地ノ適当ナル
地点ニ県市合同ノ震災記念碑ヲ建立スルコト

三、震災記念館ノ建設

震禍ヲ永久ニ伝ヘ以テ将来ノ警戒ヲランコトヲ
期シ併セテ震災ニ因ム各種施設事業ヲ経営セシ
ムル為震災記念館ヲ前記防空空地内ニ建設スル
コト

但シ現下ノ戦局ニ鑑ミ之カ施行時期ハ戦後ニ俟
ツコト

四、震災誌ノ編纂

震災一周年ヲ期シ不取敢震災小誌ヲ発行セルモ
之ヲ以テ災禍ノ実情、救護ノ顛末及復旧復興ノ

状況等ヲ詳細集録シ得ザルヲ以テ之等関係事項
洩レナク網羅シタル鳥取地方震災誌ヲ編纂スル

コト

鳥取市の提出した計画では、「震災記念碑建立」事業のなかに「約三千坪ノ防空空地ヲ設定」、「防空防火空地内の」中央ニ震災記念碑」、「防空防火空地内に」震災記念館ノ建立」が含まれている。これを一項目ずつ事業にしたものが、発表された「震災記念事業計画」である。この「震災記念事業計画」は、九月一〇日付「日本海新聞」は「震災記念事業 防空広場の設定等」という見出しで「鳥取県では震災記念事業として次の四事業を計画、目下着々とこれが実現を進めてゐる」として、四項目の事業計画を掲載している。

この計画で、「空襲必至ノ情勢ヲ鑑ミ」て数千坪の防空空地を設定し、非常災害時の避難場所等に使用するという点、「震災記念館ノ建設」が「現下ノ戦局ニ鑑ミ」て施行時期を「戦後ニ俟ツコト」としている点は、戦況の悪化した一九四四年の状況を色濃く反映している。

震災記念館については、「震禍ヲ永久ニ伝へ」とともに、「併セテ震災ニ因ム各種施設事業ヲ経営セシムル」とある。「震災ニ因ム各種施設事業」の内容については、「震災義捐金」に記載がある。震災記念館は、この中で「震災対

策厚生事業施設計画」の一つ（その他は、鳥取育児院移転
拡張、鳥取母子寮拡張及補強、保育所設置、住宅復旧助成、
授産施設費などの項目）と位置づけられ、次のような計画
が立てられていた。

〔史料9〕

四、震災記念会館創設費 一〇〇、〇〇〇円

罹災中心地タル鳥取市ニ興生会館ヲ設置シ震禍
ヲ永久ニ追想シツツ震災ノ復興、厚生事業及民
生諸般ノ施設ヲ逐次進メテ生業及生活ノ興隆強
化ヲ計画実施センガ為メ之レガ施策経営ノ中枢
機関タラシメ地方事業団体及施設ト連携シ罹災
地方並ニ県下ノ一般生活力ノ振興ニ寄与セシメ
ントス

会館ノ事業概要左ノ如シ

(一) 震災対策事業

1 住宅建設指導 2 生業資金貸付

3 記念碑建設

(二) 健民対策事業

1 乳児及母性保護 2 栄養指導施設

3 保健婦教養

(三) 厚生対策事業

1 更生住宅供与 2 不具者更生施設
3 保育所設置
(四) 文化対策事業

1 生活指導施設 2 講演、講習会開催

会館ノ維持ハ鳥取県社会事業協会ニ於テ之レヲ
担当セシメ事業ノ遂行運営ニ就テハ差当り別記
施設タル更生住宅ノ監理運営、不具者授産事業
ノ運用、生業資金ノ貸付、各種興生事業集會
ノ開催等ニ重点ヲ措キ尚鳥取市事業団体ト提携
シテ住宅建設ノ指導、乳児及母性ノ指導、保育
所ノ経営若クハ指導等ノ事業実施ニ努メ逐次所
期事業ノ完遂ヲ期セントス

この会館は、本館二階建（六〇坪）、附属平屋建（二〇坪）
からなり、建設費には「震災記念碑建設費」が含まれる計
画であった。一九四四年九月の事業計画は、「震災に因む各
種施設事業」としているが、この事業計画では、「厚生事業
及民生諸般」の「中枢機関」としての意味合いが大きいも
のとなっている。史料中に、「差当り」更生住宅等の運営等
に重点を置き、「逐次所期事業ノ完遂ヲ期セントス」とある
ことから、「施行時期は戦後に俟つ」計画に留まるもので、
「震災記念」を冠した厚生事業の構想と見ることができらる。

最後に、「震災誌の編纂」計画についてである。これは、『震災小誌』でも将来編纂されるべきものと言及されているが、編纂事業としての連続性は不明である。事業計画では、震災一周年に刊行した『震災小誌』では、「災禍ノ実情、救護ノ顛末及び復旧復興ノ状況等ヲ詳細集録」しておらず、それらの「関係事項洩レナク網羅シタル鳥取地方震災誌」を編纂する意義を述べている。

この「震災誌」について、一九四四年九月七日付「日本海新聞」は、以下の記事を掲載している。

〔史料10〕

鳥取県震災史池田氏に委嘱

本社工務局長池田糸郎氏は今回県の委嘱により鳥取地方震災一周年事業として震災史を上さくするため編纂主任として委嘱された同震災史は昨年九月十日の震災罹災の状況から軍官民各方面の活動状況、その後の震災復興の戦力増強の進捗状況等を氏独特の筆致と随想をもつて取纏め大体六ヶ月程度で編輯整理完了する予定である

池田糸郎¹⁰⁾は、「日本海新聞」の主筆等を務めたジャーナリストである。この時点では、鳥取県が池田に『鳥取県震災史』編纂を委嘱し、六ヶ月程度で完成させるとの見通しまで示されている。しかし、管見の限りでは、『鳥取県震災史』編纂に関する統報は確認できない。このほかに、「鳥取市」が市会議員で作家の吉村秀治(無骨)¹¹⁾に『鳥取震災史』編纂を委嘱し、戦後、小説家・野村愛正に引き継がれているが、成果物は確認できない(後述)。なお、これらの「震災記念事業計画」四項目は、いずれも実現していない。

二 『震災小誌』の内容と典拠

前述のとおり、『震災小誌』は震災一周年にあたる一九四四年九月一〇日に、鳥取県が刊行したものである。『震災小誌』の内容は、拙稿「新聞報道と雑誌にみる鳥取大震災」でも紹介しているので、重複はできるだけ避けながら検討を加える。

『震災小誌』は一二二頁に及ぶ冊子で、一〇章と附録(一)

(二)から構成される。刊行時は非売品として限定的に頒布されたが、復刻版が二回にわたって刊行されている。第一回目は、鳥取県による復刻である。寸法は一回り大きくなっているが版組はそのままである。刊行年ははっきりしない。第二回目は、鳥取市が一九八二年に復刻したものである。同書は、復刻時の鳥取市長による序文が追加されるが、表

紙にあった「取扱注意」は印字されていない。「鳥取地震」から四〇年が経過する時点での復刻で、広く市民に啓発する意味合いがあったものと思われる。

『震災小誌』の執筆者は、鳥取県警察部特高課長の小橋正男で、内務省警保局保安課から一九四二年に鳥取県に着任している。特高課は、思想犯の取締りや出版物の検閲のほか、地域における新聞、ラジオ等の検閲も行った。

「鳥取地震」の際、小橋がラジオ放送の原稿を検閲した記録が残されている。これは、日本放送協会・岡山放送局の伊達徳雄による『放送研究』への投稿原稿「震禍の鳥取に赴く 放送員の応援日誌」⁽¹⁾である。伊達は、一九四三年九月一〇日から一八日まで、鳥取放送局の救援・復旧作業に派遣されている。小橋正男に関する記述は、次のとおりである。

〔史料11〕

九月十四日

朝から弱り切つて井上君と同道、早速県庁・市役所等昨日見覚えた所を歴訪。市役所では既に告知原稿が山積してある。県庁では知事・部課長、全て正門を入つた広場に天幕を張り、ゲートル姿も勇ましい陣頭指揮だ。官房長に会ふと分厚な書類をめくりながら、いろ

く告知・注意事項を話してくれる。一ぱしの記者気取りで鉛筆を走らせ、その足で特高課長の検閲を受け、更に郵便局に向ふ。(後略)

伊達は鳥取放送局での放送原稿を作成するため、取材を行っていた。放送が再開されたのは前日一三日である。市役所の告知原稿、県庁での官房長からの告知・注意事項をその場で原稿にまとめて、特高課長である小橋の検閲を受けていることが分かる。この放送原稿は、鳥取郵便局での取材内容と合わせて、その日の午後三時に放送されている。

次に、『震災小誌』が典拠とした資料について確認する。まず、第七章「復興、復旧計画の概貌」である。章中にある、一九四三年一月二一日開催の臨時県会における武鳥知事の演説原稿は、「震災関係法規並重要関係書綴」に草稿が残されている。また、同章「(二一) 財政援助についての政府の親心とその経緯」は、同内容の冊子『震災対策費調附財政上執リタル措置概況 鳥取県』が確認され、また、『震災関係法規並重要関係書綴』にも草稿が残されている。『震災小誌』は、執筆者が特高課であることに起因して、警察関係の文書に基づくと思われる部分が詳細である。例えば、第四章「応急措置」にある「(二) 民心の安定と復興意欲の昂揚方策」は、九項目にわたる。特に「流言蜚語の

防止と取締」では、流されたデマの内容なども詳述されている。さらに、警察行政としての視点が表れているものとして、地震による死亡者に関する項目は注目される。これは同じく第四章に収録されている。

〔史料12〕

「(一五) 屍体の処置」

災禍に因る死者の数は刻一刻と多数に上り、之が屍体を収容すべき棺桶を相当数至急調製する必要があつたので武島知事の発案に依つて即夜大工七十余名動員の手配を行ふと共にまたその資材の調達にも腐心し、漸く翌朝からは等来援の大工に依つて県に於て一手に棺桶を作成し、警防団等の手を通じて夫々遺族に贈つたのであるが、この県の暖い思ひやりの籠つた措置は遺族の人たちの間に如何に感謝されたことか。実にそれらの人々の熱い涙と深い感激とを以て迎えられたのであつた。而してその火葬については既設の各火葬場が破壊して役立たない為に已むなく鳥取市にあつては河川の堤防等に臨時露天火葬場を設けしめ、又その他の町村に於ても夫々適当な場所を選定して九月十一日から十三日迄の三日間に夫々茶毘に附したのであつた。併し、茲に困つた問題は火葬従事要員の欠乏といふこ

とであつた。そこで之が窮通策として帰還軍人中第一線での経験者を物色し、それらの人達の奉仕に依つてどうかかうにか曲りなりにも全部を終了することが出来たのである。又火葬の取扱についても特に市町村をして能ふる限り鄭重に取扱はしめること、したのであるが、何分応急の場合のこと、て僧侶の読経なきは勿論野辺の送りを為す人もいと少く、又折柄豪雨の襲来、薪不足等の為火葬も意の如くに行はれず、その悲惨な光景は洵に涙なきを得ない状況であつた。

この棺の提供について「発案者」武島知事も「序にかへて」において次のように言及している。

〔史料13〕

一、殊にゴーツと来た次の瞬間、これは相当大事になるぞと思ひ、直に但田警務課長を走らせて中部第四十七部隊の出勤を御願したことや、県庁の門番小屋に即夜唯一の通信機関鉄道電話を軍に頼んで引入れて貰つたことや、直ちに中央及び中部軍に第一報を送つたことや、先づ火事を消すこと、駅、郵便局、配電会社等の要所を守ること、埋没者の発掘を指揮したこと、関東大震災の思出からこの暑さでは屍体が一兩日で腐

敗するであらうと考へ、其の夜の中に八頭郡へ人走らせ大工を動員、翌朝から棺桶作りをやらせ、死者の許へ無償配布したこと、またガソリンや復興資材の移動禁止を即夜手配したことなど、今から考へても大変よかつたと思つた^{アツ}ゐる

さらに、第四章「応急措置」の「(一) 労務対策」には、これらの派遣された大工が、「翌日から作業に着手して兩三日にして約八百個を作製し得た」と記録されている。なお、本文中に記述はないが、「震災義援金」に死体処理にかかる費用についての記述がある。それによると、「屍体応急処理費」として一五万円が計上されている。

新聞記事が様々な形で引用されているのも『震災小誌』の特徴のひとつである。

第八章「震禍美談」は、「当時の新聞紙に拾ふ震災美談の一部」とされ、九つのエピソードが紹介される。内容は、「下級生を庇う姉心」、地震後に職場を離れず働き続ける、人的・物的被害を受けながらも消火活動や町内会活動を優先する、といったものである。同じ人物を取り上げた記事や同じような内容の美談は、「朝日新聞 鳥取版」等においても確認することができる。

第九章「思ひ出」は、国民学校児童の作文(二編)、高等

女学校生徒の短歌(六首)が紹介されている。地震発生後に休止していた国民学校等は、一九四三年一月一日以降に再開した。「開校第一日、学園に求めた作品の一端」とあるので、学校再開後まもなく書かれたものであろう。地震に関連して、学校が児童や生徒に作文等を作らせるという事例は、前述した「記念行事」の「学校ニ於ケル記念行事」にも挙げられていたように、震災復興に関わる事業として進められる。一九四三年一月一日付「朝日新聞 鳥取版」では「学童たちの慰問感謝文」と題し、「震災に対する全国各地からの学童慰問文」「千数百通」に対して、「市内各学校児童から作文を募集、慰問感謝文として発送することにした」とある。これらの慰問文や慰問感謝文は、新聞紙上でも紹介された。

第一〇章「体験から得た教訓」は、六項目からなる。章の冒頭には、「我々はこの貴重な体験を飽くまで将来に活かして行くことに努力を怠つてはならない。さうした意味から我々は当時の官庁の文書に、或は又新聞紙の記事に輯録されてある幾多の記録から大いに学ぶ処がなくてはならないのである。以下に摘記する処のものは是等記録から的一部抜萃に過ぎないのであるが、我々はこの中からこそ、訓へらるべき何物かを確かと掴まねばならないと思ふ。」とある。しかし、「幾多の記録から大いに学ぶ」とはあるが、こ

表3 「町内会報告書」(「朝日新聞 鳥取版」から作成)

	掲載年月日	見出し	地域
	1943年9月19日	米二百俵を確保 食糧営団に駆けつけて	鹿野町内会
○	1943年9月21日	被害僅少は広場のお蔭	太平町
	1943年9月22日	活動方針を毎朝打合	片原町二丁目
	1943年9月23日	火の用心、に数々の美談	材木町
○	1943年9月24日	共同井戸が俄然湧出す	本町一丁目
○	1943年9月28日	離散食止め敢然起ち上る	東品治二区
○	1943年9月29日	罹災者の始末まつ先きに	藪片原町
	1943年9月30日	生理め救出に総出で大活動	豆腐町
○	1943年10月2日	壮年達の手で救助隊を編成	川端町三丁目
○	1943年10月6日	防空壕が早速水槽のお役目	職人町・若桜町
○	1943年10月8日	名誉の無火災次は悪疫警戒	本町二丁目・西町
○	1943年10月9日	震禍に生れた朗話三題	下魚町

注 ○印は、「(五)「町内会報告書」から」に掲載された記事

の章の大部分は新聞に依拠している。

同章で複数回の引用が確認される記事に、「朝日新聞 鳥取版」の連載「町内会報告書」がある。これは、「(三)町内会の活動状況より観たる教訓」及び「(五)町内会報告書」から採録される。記事は、鳥取市内の町内会の被害状況と復旧等について取材したもので、一九四三年九月後半から一〇月前半にかけて連載されている。次頁の表がその一覧である。前述「(三)」では、記事を元に各町内会活動を分析し、「(五)」では、「非常事態に際しての、団結の組織的活動が如何に強く、且偉大な効果を齎すものであるかを訓へられる」として、「特に参考となるものを摘記輯録」している。

さらに、新聞記事を最も多く引用しているのが、「(六)復興鳥取を語る」紙上座談会からである。冒頭に、「朝日新聞」紙上に連載された紙上座談会を次に輯録する」とある。引用元の記事は、「朝日新聞鳥取版」の「復興鳥取を語る座談会」という全六回の連載記事である。座談会の参加者は、武島一義(鳥取県知事)、黒田藤重(翼賛会鳥取県支部・事務局長)、田中信儀(鳥取県会議長)、河端弘(鳥取陸軍病院長・軍医中佐)、井上光美(鳥取市長)、西尾徳恵(鳥取市配給課長)、尾崎篤次郎(鳥取市元魚町三丁目町内会長)、山本鉄太郎(鳥取商業組合理事長)、中田義正(鳥

取県会議員)、中野義尚(日赤鳥取支部病院 小児科長)、岡村周美(鳥取県警察部長)の二名である。この座談会では、市民による消火活動、鳥取市の軍事的・工業的都市への転換などが語られ、また市民に対して「応急復旧」への適応、「戦力増強等」への意識の切り替え、商業者の転業・統合の促進を求める発言が続く。罹災者である市民を動員する側にとつての、「あるべき震災復興」が語られている。

三 本格的『震災史』への志向

『震災小誌』は、巻末「附録」として「震災日誌」と「鳥取県地震誌」を掲載している。前者は「本日誌は大体の経過状況を知る資料として関係事項中の一部を抜粋収録せるものである」とあり、本震発生の一九四三年九月一〇日から一二月一四日までの関係事項を列記している。後者は、記録に残る国内の地震について、『因伯大年表』(檜柴竹造一九一七年)を典拠に年表化し、それに「鳥取地震」を追録したものである。『因伯大年表』は、誤記や典拠の詳らかでない箇所があるが、古代以降の鳥取地域の地震の大枠を捉えるという試みがなされていることが分かる。なお、震災後に「過去の鳥取地域の地震」に対する関心は高まったようである。一九四三年九月三〇日付「朝日新聞 鳥取版」

には次の記事が掲載されている。

〔史料13〕

「白雉時代」以来大小廿三回 因伯の地震記録

われらの祖先達はつねに大地震と戦ひ、つねに震禍を克服してきた、かうして鳥取市が生れてきたいまこそ祖先の血を継いで雄々しく新鳥取の復興に献身の努力をつくさう——因伯の地震史ともいふべき地震記録が県統計課の手でまとめられ、これによると紀元千三百三十五年、すなはち今から約千三百年前に「大地震」があつて以来因幡、伯耆の地に大小廿三回の地震が記録されてゐる、観測の不十分な往昔のことだからその程度は詳かでないがいづれも「地大いに震ふ」と簡単に表現されてをりこの天災に打ち勝つて因伯建設に進んだ姿が偲ばれる(後略)

記事では、この続きに「鳥取県地震誌」とほぼ同内容の地震記録が列挙される。

本格的『震災誌』編纂計画があつたことは前述した。ここでは、鳥取市よつて戦後に計画された『震災誌』編纂について紹介しておきたい。一九四五年九月八日付『日本海新聞』に次のような記事が掲載されている。

〔史料14〕

鳥取震災史 野村愛正氏引継

鳥取市では一昨年の震災を受け(郷)土の災(禍)と、これに挑み闘ふ市民の姿を永久に記録するため、鳥取市震災史の執筆を市議員吉村秀治氏に委嘱してゐたが、昨年同氏の死亡によつて中絶のままとなつてゐたので今回その後を■■■■のあつた野村愛正氏に委嘱することに近しく同氏により■■■■ことになつた

(■■■■は、文字潰れで判読不能)

これによると、鳥取市は『鳥取震災史』の執筆を吉村秀治に委嘱したが、吉村が亡くなったことで編纂が中断したため、新たに野村愛正に引き継いだことが分かる。野村による『鳥取震災史』については、同年一二月一三日付『日本海新聞』に、続報が掲載されている。

〔史料15〕

震災史編纂に 罹災者の座談会

鳥取市では元市会議員吉村秀治氏の死亡で、その後中絶状態となつてゐた鳥取震災史の執筆方をさきに野村愛正氏に委嘱してゐたが同氏はこれが起稿に先立ち各方面の資料蒐集を行ふため市当局の応援を得て十七日

から二十二日まで市内六地区において災禍にあつた人々を集め資料蒐集座談会を開くことになつた

野村は、鳥取市の協力のもとで、一二月一七日から二二日まで、鳥取市内の六地区で被災者を集めての「資料蒐集座談会」を計画している。しかし、その後の経緯は不明であり、野村の手による『鳥取震災史』も発見されていない。前述したとおり、鳥取県が池田糸郎に委嘱した『(鳥取県)震災史』も、また同様である。これらの本格的「震災誌」編纂構想が、池田糸郎、吉村秀治、野村愛正といずれもジャーナリストや作家による執筆を想定していたことは興味深い。野村が「災禍にあつた人々を集め資料蒐集座談会」を計画したように、行政の視点を主とする『鳥取県震災小誌』とは異なるアーカイブが展開した可能性を窺わせるものである。

おわりに

本稿では、『震災小誌』が震災一周年記念行事に合わせて編纂された経緯、内容の検討特に『震災小誌』の典拠資料について確認した。

今回、鳥取県庁文書を精査したことで、『震災小誌』を含

めた関連行事の全体を概観することができた。その結果、「記念行事」からは、『震災小誌』を含めた「災害の記録」を作成、発信、送付する複数の行事が確認された。「本格的な震災誌編纂」という事業計画に対して、『震災小誌』は内務省等に「震災一周年」の状況を伝える役割の「災害誌」であることが分かった。このことは、警察・行政的な視点による記述が詳細である、という形でも現れていた。

『震災小誌』の内容については、鳥取県庁文書が典拠とされていることが確認されたほか、新聞の特徴的な利用が明らかになった。また、震災一周年記念行事で計画された、二本の本格的『震災史』の編纂は、ジャーナリストや作家による編纂の計画が県、市で確認されるものの、刊行には至らなかったことが推測された。

本稿では、『震災小誌』の史料性格の概要把握を目指し、おもな特徴の洗い出しを行った。その一方で、公文書等との対比等、項目の詳細な検討は行えていない。その点は、今後の研究課題としたい。

〔注〕

(1) 宮間純一「近代日本における災害のアーカイブズ化…行政組織による「災害誌」編纂事業」

(2) 『日本海新聞』(一九四四年九月二日付)によると、九月七日「清掃の日」、九月八日「勤労の日」、九月九日「大和の日」、九月十一日「感謝の日」、九月十二日「反省の日」、九月十三日「奮起の日」となっている。

(3) 表1「執行方法」には、「五時四十分又ハ七時ヨリ全国中継又ハ中国地区へ放送」とあり午前六時五〇分に県内向けに放送したものを、録音等の形で他地域向けに放送したものと考えられる。

(4) この部分が、放送原稿の冒頭「遠ク国外ヨリ寄セラレマシタル各方面ノ御同情」にかかる言及と考えられるが、「国外」は、いわゆる大東亜共栄圏に留まっている。

(5) 史料中に「合同追悼会」という記述も見られるが、実際の行事名となった「合同慰霊祭」に表記を統一する

(6) 「記念放送」一九四四年九月七日付「日本海新聞」

(7) ・佐野利器 建築構造学者。一八八〇～一九五六年。一九一八年東京帝大教授となる。

・辰馬鎌藏 内務技監。一八八二～一九五九年。大阪府出身。
・岸田日出刀 建築家。一八八九～一九六六年。一九二九年東京帝大教授となる。鳥取県出身。

(8) このほかに、知事の県民向けの発信としては、「震災一周年一億

総決起今こそ起つべき秋 復興の戦力化へ 武島鳥取県知事

談」(九月二〇日付『日本海新聞』)とあり、その原稿が「記念

行事」に「震災一周年二当りテ」という題で綴られている。

(9) 「記念行事」には、配布先として国務大臣や内務省、中国行政

協議会、鳥取県選出の衆議院議員の氏名や必要冊数に関する指

示が書き込まれている。

(10) 池田糸郎(紫星)。一八九六～一九五六年。大正～昭和時代前

期のジャーナリスト。「因伯時報」記者。「日本海新聞」主筆

(11) 吉村秀治(撫骨)。一八八五～一九四五年。鳥取市会議員、作

家、実業家でもある。主著に『鳥取県再置秘史』(一九三〇年)

がある。

(12) 『放送研究』三(11) 一九四三年、日本放送協会

(13) 『震災小誌』では、このほか「鳥取駅前町内会」「本町四丁目

「元魚町町内会」「今町二丁目」「瓦町」の記事をもとにした記

述が見られるが、掲載新聞は未見である。

〔史料・参考文献〕

鳥取県『鳥取県震災小誌』(一九四四年)

朝日新聞社「朝日新聞」鳥取版

日本海新聞社「日本海新聞」

鳥取県庁文書「昭和十九年震災一周年記念行事関係」(鳥取県立公

文書館所蔵、以下同様)

鳥取県庁文書「昭和十八年 震災関係法規並重要関係書綴」

鳥取県庁文書「震災義援金」

鳥取県庁文書「震災関係綴」

鳥取県庁文書「震災対策費(国庫補助決定分)」

宮間純一「近代日本における災害のアーカイブズ化…行政組織によ

る「災害誌」編纂事業」(『国文学研究資料館紀要アーカイ

ブズ研究篇一三三号』二〇一七年、国文学研究資料館)

芦村登志雄 鷲見貞雄「鳥取の災害 大地震・大火災」一九八八年、

鳥取市社会事業団

檜柴竹造「因伯大年表…国史参照」一九一七年、私立造士学舎

荒木義雄 編「因幡人事興信録」一九三三年、因幡人事興信録編纂所

人事興信所編「人事興信録・第14版下」一九四三年 人事興信所

『日本人名大辞典』二〇一五年、講談社

『日本大百科全書』一九九四年、小学館

『鳥取県大百科事典』一九八四年、新日本海新聞社

田中やよい「新聞報道と雑誌に見る鳥取大震災」(『鳥取県立公文書

館研究紀要 第八号』二〇一四年、鳥取県立公文書館)

田中やよい「昭和十八年新聞紙処分簿」に見る一九四三年鳥取地

震と検閲」(『鳥取県立公文書館研究紀要 第九号』二〇一八

年、鳥取県立公文書館)

表 1 震災一周年記念行事計画（鳥取県）

仮番号	行事	時刻	場所	関係課	執行方法	備考
①	知事ラジオ放送	6:50	鳥取放送局	庶務課	五時四十分又ハ七時ヨリ 全国中継又ハ中国地区へ 放送	放送時間約十分 放送原稿ハ庶務課ニ於テ起草 放送時間未定 (八月中ニ放送局ヨリ回答 アル筈)
②	県庁員神社参拝	7:10	長田神社	人事課	午前七時長田神社参拝	
③	県庁員ニ対スル 知事講話	7:30	図書館講堂	人事課	神社参拝終了後図書館講堂 ニ於テ	
④	震災功労者表彰	10:00	図書館講堂	人事課	県及市各別個ニ実行	県表彰ニ付テハ人事課ニ於テ 表彰者選定ノコト
⑤	合同追悼会 (合同慰霊祭)	13:00	遷喬国民学 校講堂	兵事厚生課	県市合同主催トシ仏式ニ 依リ行フコト 尚鳥取放送局 ニ於テ録音ノ上当日ノ記念 行事ノ放送ト併セ報道	県市合■■■一時間 市ニ於テ具体的計画ノ上 県兵事厚生課ニ協議スルコト
⑥	震災復興講演会	15:00	図書館講堂		市主催	約二時間 市ニ於テ具体的計画ノ上 県庶務課へ連絡スルコト 講演者知事貴衆両院議員ノ 内及市復興顧問佐野、辰馬 両博士等
⑦	記念時刻県民黙祷	17:37	県民各在所 ニ於テ	庶務課 地方課	九月十日午後五時三十七分ヲ 期シ県民在所ニ於テ実施	一分間 翼賛会、常会等ヲ通シ周知 セシム
⑧	県民ニ対スル告諭 発布			庶務課	公報登載及新聞発表	公報登載及新聞発表 (予メ準備)
⑨	学校ニ於ケル 記念行事		各学校ニ於 テ夫々実施	教学課	1. 生徒児童ニ対スル校長講話 2. 遭難教職員生徒児童慰霊祭 3. 墓参 4. 校舎内外ノ整理、清掃 5. 生徒児童記念作文 6. 記念誌編纂	
⑩	当日ヲ中心トスル 生産増強施設			地方課 (翼賛会)	青少年団、婦人会、産業 報国会、労務報国会、商業 報国会等ニ於テ生産増強、 労力奉仕等実施	自九月■■日至九月■■日一週間 翼賛会ニ於テ具体的計画ヲ 樹テ県庶務課ニ協議スルコト
⑪	関係方面ニ対シ 挨拶状発送			庶務課 会計課	義捐金及物資、労力等救援 先ニ対シ発送 尚九月十日ノ 記念日ニ到着ノ日取ヲ以テ 発送ノコト	九月十日記念日ニ到着ノ 日取ヲ以テ発送 目下関係方面ニ照会中
⑫	震災小誌頒布			庶務課 特高課	本省其ノ他関係方面並ニ右 挨拶状発送先ノ内ヨリ選定 ノ上頒布	本省其ノ他関係方面ニ頒布 県特高課主掌
⑬	震災復興状況頒布			庶務課		本省其ノ他関係方面ニ頒布
⑭	震災対策費及財源調 頒布			庶務課		本省其ノ他関係方面ニ頒布
⑮	震災記念事業計画 発表			庶務課 兵事厚生課	県及市ノ記念事業計画ノ内容 ヲ当日発表	県分ハ庶務課及兵事厚生課ニ 市分ハ関係課ニ於テ素案作成 関係者協議決定ノコト

※1 重複部分を一部省略した。

※2 ⑤⑩の■■■は文字部分欠損。

表2 鳥取市震災記念日行事関係

番号	行事	主管	補助	要項
1	市民神社参拝	団体課		
2	県市合同追悼会	総務課	兵事課 厚生課 戸籍課 配給課 文書課	(イ) 仏式ニテ行フ (ロ) 会場 遷喬国民学校講堂 (ハ) 日時 九月十日 午後一時ヨリ二時マデ
3	記念時刻ニ市民黙祷	団体課		
4	市長ノラヂオ放送	内記課	団体課	
5	震災復興講演会	教学課	総務課 庶務課 会計課 税務課	(イ) 会場 図書館講堂 (ロ) 日時 九月十日 午後三時ヨリ一時間半乃至二時間 (ハ) 講師 佐野博士 辰馬博士 岸田博士 (ニ) 映画 復興精神及戦意昂揚ノ為適當ナルニュース映画 及文化映画ノ上映、但シ三十分以内
6	記念事業計画ノ発表	計画課	総務課 教学課 産業課 建築課 其ノ他関係各課	(イ) 震災記念碑建立 適當ナル場所ニ約三千坪ノ防空防火空地ヲ設定シ 其中央ニ震災記念碑及震災記念館ノ建立 (ロ) 鳥取市震災誌編纂
7	関係方面ニ対スル 挨拶状発送	文書課	内記課 総務課 教学課	
8	週間 行事	復興作業	土木課	団体課 警防課
	清掃	土木課	団体課 厚生課	
	植樹	産業課	団体課 計画課	
	記念特別貯金	団体課		
	記念献金	団体課	教学課	
	震災記念標語ノ募集 発表	団体課		